

## 京都府戦略的地震防災対策推進部会 地震対策専門家会議について

### 1 目的

令和5年度に実施した花折断層帯地震における被害想定見直しや発災から応急復旧までのシナリオを踏まえ、現行の「第三次京都府戦略的地震防災対策指針及び推進プラン」を見直すとともに、令和6年能登半島地震を受け、府の地震対策に係る様々な課題について、専門的な知見から対応案を検討する。

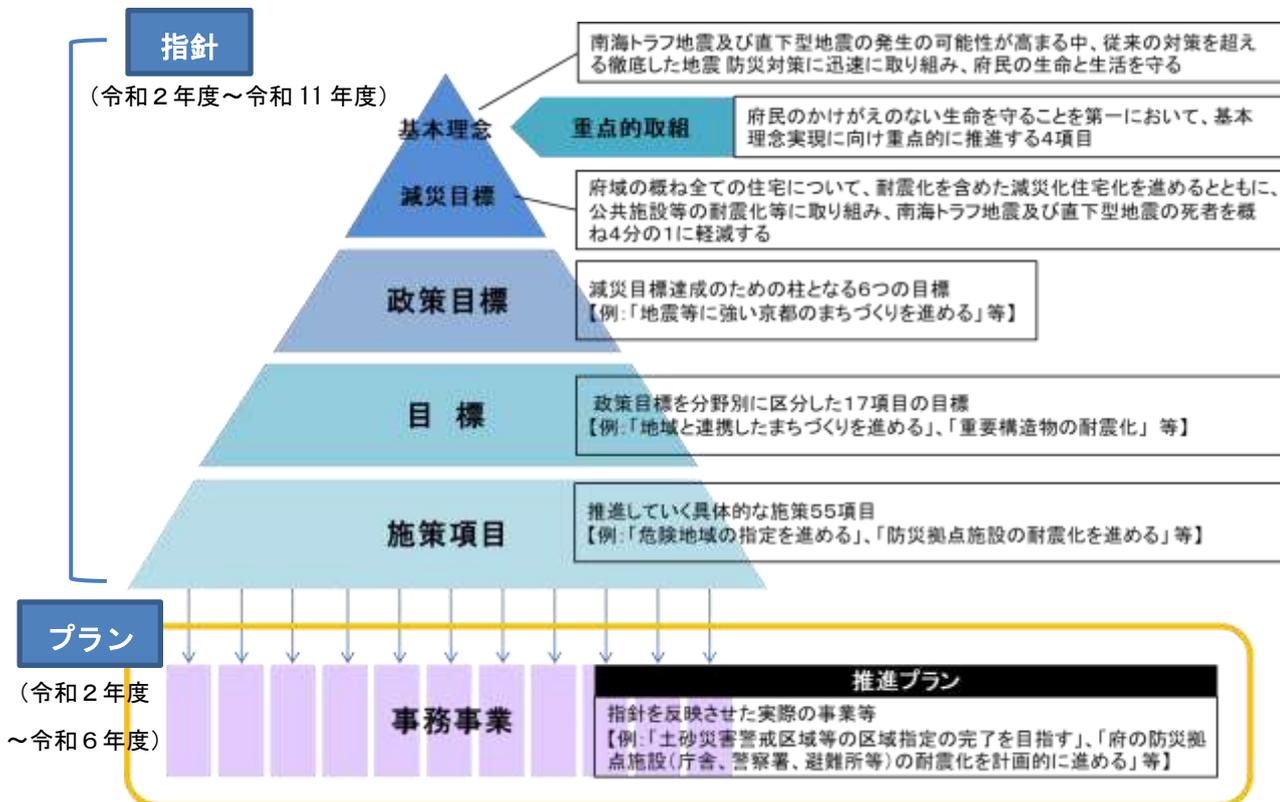
### 2 京都府戦略的地震防災対策指針及び推進プランについて

本指針は、今後の10箇年で、国、京都府、市町村、防災関係機関等が重点的に取り組むべき施策及び事業の推進方向を示したものであり、京都府地域防災計画（震災対策計画編）の計画目標に位置付けている。

また、指針に掲げた目標を達成するため、より具体的な個別事業やその達成水準・達成目標等を取りまとめた「推進プラン」を作成している。

今回、平成20年に作成した花折断層帯地震被害想定の見直し（人口や耐震化率等の変化等）及び令和6年能登半島地震の課題等を踏まえ、新たな防災対策を検討し、指針及びプランの改定を行う。

#### 【第三次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの構成】



### 3 スケジュール（案）

令和6年4月下旬：策定方針決定（第1回専門家会議）

令和6年8月：指針概要、プラン概要作成（第2回専門家会議）

令和6年10月：中間案まとめ（第3回専門家会議）

令和7年2月：最終案（第4回専門家会議）

令和7年5月：京都府防災会議報告（指針・プランの決定）

（参考）京都府地域防災計画 震災対策計画編

第1編 第1章 第3節 計画の目標（抜粋）

南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、従来の対策を超える徹底した地震防災対策に迅速に取り組み、府民の生命と生活を守るため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、「第三次京都府戦略的地震防災対策指針」を策定した。

指針では、今後10年間（令和2年度～令和11年度）で、府域の概ね全ての住宅について、耐震化を含めた減災化住宅化を進めるとともに、公共施設等の耐震化等に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を概ね4分の1に軽減することを減災目標として掲げ、これを実現するため、事前対策から復興対策に至るまで、6つの政策目標、17の目標、55の施策項目を設定した。

本指針の実行計画として、「第三次京都府戦略的地震防災対策推進プラン」を策定し、地震防災対策を進めるとともに、その実施状況を点検し、必要に応じ、見直しを行う。